

## ○海部地区急病診療所組合パートタイム会計年度任用職員の給与 の決定及び支給等に関する規則

(令和4年9月1日)  
規則第1号

改正

(趣旨)

第1条 この規則は、海部地区急病診療所組合パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年海部地区急病診療所組合条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、パートタイム会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(報酬表)

第3条 報酬は、別表第1に定める報酬表によるものとする。

2 前項の報酬表(以下単に「報酬表」という。)は、条例第3条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員以外の全てのパートタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(職務の級)

第4条 パートタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い管理者が決定する。

(号給)

第5条 パートタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第2に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数を有するパートタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第7条から第9条までに定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給より上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第6条 職種別基準表は、その者に適用される報酬表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、海部地区急病診療所組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成2年規則第2号)。以下「初任給規則」という。)別表第3学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第7条 パートタイム会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する職種別基準表の適用については、その者に適用される職種別基準表の基礎号給欄に定める号給に、初任給規則第12条第1項の表の右欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて初任給規則第12条第1項の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分(その者に適用される職種別基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、初任給規則第12条第1項の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分)の区分に応じて初任給規則第12条第1項の表の右欄に定める数を減じた数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、職種別基準表の基礎号給欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第8条 パートタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、第4条の規定による号給の号数(前条の規定による号給を含む。)に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(特殊な経験等を有する者の号給)

第9条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他のパートタイム会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第10条 職種別基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員については、第6条の規定は適用しない。

2 単純な作業に従事する職種として市長が別に定めるものに採用されたパートタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、第6条から前条までの規定は適用しない。

(時間外勤務に係る報酬)

第11条 条例第6条第2項の管理者が規則で決める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、該当各号に定める割合とする。

- (1) 条例第6条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第6条第2項第2号に掲げる勤務 100分の125
- (3) 条例第6条第2項第3号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第6条第3項の管理者が規則で定める割合は、100分の25とする。(※給与条例の適用を受ける職員の例による。)

(休日勤務に係る報酬)

第12条 条例第7条第2項の管理者が規則で定める割合は、100分の135とする。(※給与条例の

適用を受ける職員の例による。)

(報酬の支給)

第13条 条例第10条第1項の管理者が規則で定める期日は、時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、土曜日・日曜日・祝日(年末年始を含む)に勤務をした分は翌月10日、平日夜間に勤務した分は翌月16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

- (1) 当該10日または16日が日曜日に当たるとき 8日または14日
- (2) 当該10日または16日が土曜日に当たるとき 9日または15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(次号において「休日」という。)に当たるときは、8日または14日)
- (3) 当該10日または16日が休日に当たるとき 11日または17日

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員(月額で報酬が定められている者に限る。以下本項において同じ。)となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬等の支給)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後に支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第15条 条例第11条第1項第1号の規則で定める時間は、7時間45分に18を乗じて得た時間に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(期末手当)

第16条 条例第13条の規定により準用する給与条例第20条から第20条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲(期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。)、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 条例第13条第1項の管理者が規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が30時間30分未満の者とする。

3 条例第13条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第20条第4項の管理者が規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 条例第6条に規定する時間外勤務に係る報酬(時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務1時間当たりの報酬額が100分の100を乗じて得た額となる勤務時間に係る報酬を除く。)の額

(2) 条例第7条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(3) 条例第8条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(期末手当の支給日)

第17条 期末手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

| 基準日   | 支給日    |
|-------|--------|
| 6月1日  | 6月30日  |
| 12月1日 | 12月10日 |

(通勤に係る費用弁償)

第18条 給与条例第14条第2項に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、同条第2項より、通勤1回(1往復)につき、「1kmあたり20円を乗じた額」(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の通勤に係る費用弁償は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後に支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(休暇時の報酬)

第19条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、海部地区急病診療所組合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和4年規則第2号。以下「勤務時間規則」という。)第11条に規定する年次休暇及び勤務時間規則、第12条第8項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(委任)

第20条 前条までの規定に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、この規則に定めのない事項については、常勤の職員との均衡を考慮して、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

行政職報酬表

| 職務の級 | 1級      |
|------|---------|
| 号給   | 報酬月額    |
| 1    | 144,300 |
| 2    | 147,300 |
| 3    | 150,400 |
| 4    | 153,500 |
| 5    | 156,600 |

|    |         |
|----|---------|
| 6  | 159,600 |
| 7  | 162,700 |
| 8  | 165,800 |
| 9  | 168,800 |
| 10 | 171,900 |
| 11 | 175,000 |
| 12 | 178,100 |
| 13 | 181,100 |
| 14 | 184,200 |
| 15 | 187,300 |
| 16 | 190,300 |
| 17 | 193,400 |
| 18 | 196,500 |
| 19 | 199,600 |
| 20 | 202,600 |
| 21 | 205,700 |
| 22 | 208,800 |
| 23 | 211,800 |
| 24 | 214,900 |
| 25 | 218,000 |
| 26 | 221,000 |
| 27 | 224,100 |
| 28 | 227,200 |
| 29 | 230,300 |
| 30 | 233,300 |
| 31 | 236,400 |
| 32 | 239,500 |

|    |         |
|----|---------|
| 33 | 242,500 |
| 34 | 245,600 |
| 35 | 248,700 |
| 36 | 251,800 |
| 37 | 254,800 |
| 38 | 257,900 |
| 39 | 261,000 |
| 40 | 264,000 |
| 41 | 267,100 |
| 42 | 270,200 |
| 43 | 273,200 |
| 44 | 276,300 |
| 45 | 279,400 |
| 46 | 282,500 |
| 47 | 285,500 |
| 48 | 288,600 |
| 49 | 291,700 |
| 50 | 294,700 |
| 51 | 297,800 |
| 52 | 300,900 |
| 53 | 304,000 |
| 54 | 307,000 |
| 55 | 310,100 |
| 56 | 313,200 |
| 57 | 316,200 |
| 58 | 319,300 |
| 59 | 322,400 |

|    |         |
|----|---------|
| 60 | 325,500 |
| 61 | 328,500 |
| 62 | 331,600 |
| 63 | 334,700 |
| 64 | 337,700 |
| 65 | 340,800 |
| 66 | 343,900 |
| 67 | 346,900 |
| 68 | 350,000 |
| 69 | 353,100 |
| 70 | 356,200 |
| 71 | 359,200 |
| 72 | 362,300 |
| 73 | 365,400 |
| 74 | 368,400 |
| 75 | 371,500 |
| 76 | 374,600 |
| 77 | 377,700 |
| 78 | 380,700 |
| 79 | 383,800 |
| 80 | 386,900 |
| 81 | 389,900 |
| 82 | 393,000 |
| 83 | 396,100 |
| 84 | 399,100 |
| 85 | 402,200 |
| 86 | 405,300 |

|     |         |
|-----|---------|
| 87  | 408,400 |
| 88  | 411,400 |
| 89  | 414,500 |
| 90  | 417,600 |
| 91  | 420,600 |
| 92  | 423,700 |
| 93  | 426,800 |
| 94  | 429,900 |
| 95  | 432,900 |
| 96  | 436,000 |
| 97  | 439,100 |
| 98  | 442,100 |
| 99  | 445,200 |
| 100 | 448,300 |
| 101 | 451,400 |
| 102 | 454,400 |
| 103 | 457,500 |
| 104 | 460,600 |

備考

- 1 この表は、他の報酬表の適用を受けない全てのパートタイム会計年度任用職員に適用する。
- 2 この表に定める報酬の額に100分の106を乗じて得た額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額を下回る場合については、最低賃金額に162.75を乗じて得た額を100分の106で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)を報酬月額とする。

別表第2 (第4条関係)

等級別基準職務表

| 報酬表    | 職務の級 | 基準となる職務           |
|--------|------|-------------------|
| 行政職報酬表 | 1級   | 定型的または補助的な業務を行う職務 |

別表第3 (第5条関係)

職種別基準表

| 報酬表 | 職種             | 学歴免許<br>等 | 基礎号給     |    | 上限       |     |
|-----|----------------|-----------|----------|----|----------|-----|
|     |                |           | 職務の<br>級 | 号給 | 職務の<br>級 | 号給  |
| 行政職 | 一般事務           | 高校卒       | 1        | 1  | 1        | 35  |
|     | 正看護師           | 高校卒       | 1        | 1  | 1        | 104 |
|     | 准看護師           | 高校卒       | 1        | 1  | 1        | 104 |
|     | 歯科衛生士          | 高校卒       | 1        | 1  | 1        | 104 |
|     | 医療事務 (会計業務)    | 高校卒       | 1        | 1  | 1        | 104 |
|     | 医療事務 (受付・薬局助手) | 高校卒       | 1        | 1  | 1        | 104 |